

公益社団法人久山生活習慣病研究所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、公益社団法人久山生活習慣病研究所という。
但し、英字では Hisayama Research Institute for Lifestyle Disease と表記する。また、通称を Hisayama LIFE とする。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を福岡県糟屋郡久山町に置く。

(目的)

第3条 当法人は、医療・医学に携わる者が久山町研究で築きあげた様々な知己を活かすとともに患者集団を対象にした臨床研究を推進して、その成果を実用化し、生活習慣病の克服を通じて国民の健康福祉の増進に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 久山町臨床疫学研究の支援及びその他の臨床疫学研究の受託
- (2) 地域住民の健康づくり
- (3) 科学的根拠に基づく医療と予防医学の推進
- (4) 研究成果の事業化、産業化
- (5) 国際的科学技術交流と共同研究の推進
- (6) 知的財産権、その他の権利の調査、権利化の支援、適切な権利行使
- (7) 医学教育、患者教育、健康指導、健康管理コンサルティング
- (8) 人材の養成、派遣
- (9) その他本研究所の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、福岡県において行うものとする。

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。

(基金)

第6条 当法人は基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

- 3 基金の返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って返還する。

(剰余金)

第7条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第8条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第9条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第2章 正社員及び賛助社員

(社員の種類)

第10条 社員は、下記のいずれかに該当する者とする。

- (1) 正社員 当法人の目的に賛同した個人または団体
- (2) 賛助社員 当法人の目的に賛同して経済的支援を届け出た個人または団体
- 2 前項の社員のうち正社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。
- 3 団体たる正社員にあつては、団体の代表者として当法人に対して、その権利を行使する者（以下、指定代表者という。）1名を定め、代表理事に届けなければならない。
- 4 指定代表者を変更した場合は、速やかに、変更届を代表理事に提出しなければならない。
- 5 賛助社員は議決権を有しない。

(入社)

第11条 当法人の目的に賛同して正社員になろうとする者は、代表理事の推薦のち、理事会の承認を得るものとする。

- 2 当法人の目的に賛同して賛助社員になろうとする者は、1口以上の寄付金を納めるも

のとする。ただし、個人は10,000円/1口、団体は100,000円/1口とする。納付された寄付金は理由の如何を問わず返還しない。また、賛助社員たる期間は当該年度のみとする。

(退社)

第12条 社員は、当法人に対して1ヶ月以上前に、理事会が定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

2 前項の場合のほか、社員は次に掲げる事由により退社する。

- (1) 総正社員が同意したとき
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名

(除名)

第13条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) 当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反するような行為をしたとき
- (2) 社員としての義務に違反したとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により除名の対象となっている社員に対しては、除名を決議する社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、当該社員総会において弁明の機会を与えるものとする。除名の決議は総正社員の半数以上であって、総正社員の議決権の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

3 除名の決議が成立した場合には、当法人は、当該除名の議決を受けた社員に対して、その旨を通知しなければならない。

(社員名簿)

第14条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第15条 当法人の定時社員総会は、事業年度終了から3ヶ月以内に年1回これを開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催するものとする。

(権限)

第16条 社員総会は、以下の事項を審議し、決議を行う。

- (1) 定款の変更に関する事項
- (2) 理事及び監事の選任及び解任に関する事項
- (3) 計算書類の承認に関する事項
- (4) 基金の返還に関する事項
- (5) 合併、営業譲渡等組織の変更に関する事項
- (6) 理事会から特に決議を委任された事項
- (7) その他法令で定められた事項

(招集)

第17条 社員総会は、代表理事がこれを招集するものとする。

- 2 社員総会の招集の決定は、理事会の決議によるものとする。
- 3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに各正社員に対して、その通知を発することを要する。
- 4 社員総会は、法令で定める場合を除き、正社員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(定足数)

第18条 社員総会は、総正社員の議決権の過半数の出席がなければ、これを開催することができない。

(決議の方法)

第19条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正社員の議決権の過半数を有する正社員が出席し、出席正社員の議決権の過半数をもって、これを決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。但し、定款の変更については、総正社員の半数以上であつて、総正社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって、これを決する。

(議決権)

第20条 各正社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第21条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、予め理事会の定める順序により、他の理事がこれに代わる。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席正社員の中から選任された議事録署名人 2名以上がこれに署名又は記名押印することを要する。

(書面表決等及び社員総会決議の省略)

第23条 会議に出席できない正社員は、予め通知された事項についてのみ書面をもって表決をなし、または代理人に委任して表決することができる。

- 2 理事又は正社員が社員総会の目的である事項（社員総会において審議すべき事項）について提案をした場合において、当該提案につき正社員（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

第4章 理事会及び常任理事会

(理事会の設置及び権限)

第24条 当法人には理事会を置く。

- 2 理事会は、法令及び定款の定めにより社員総会の決議事項とされた事項を除き、当法人の業務執行に関する意思決定を行う権限を有する。

(理事会の開催)

第25条 理事会は、定時理事会と臨時理事会の2種類とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - ① 代表理事が必要と認めたとき
 - ② 理事のうち2分の1以上から、代表理事に対し、理事会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により理事会の開催要求があったとき
 - ③ 監事から、代表理事に対し、招集要求があったとき

(理事会の招集)

第26条 理事会を招集するには、会日より5日前までに各理事及び監事に対して、その通知を発することを要する。

(理事会の議長)

第27条 理事会は、代表理事が招集し、代表理事がその議長となる。

- 2 代表理事に事故あるときは、副代表理事又は常務理事が理事会を招集し、副代表理事または常務理事の1名がその議長となる。

(理事会の定足数)

第28条 理事会は、議決に加わることが出来る理事の過半数以上の出席がなければ、これを開催す

ることができない。

(理事会の議決)

第29条 理事会の議事は、前条の出席理事の過半数の同意をもってこれを決する。

(理事会決議の省略)

第30条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第31条 理事会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した代表理事及び監事がこれに署名又は記名押印することを要する。

(常任理事会)

第32条 理事会に常任理事会を置く。

- 2 常任理事会は、理事会の議決を得て、理事の中から代表理事が組織する。
- 3 常任理事会は、必要に応じて代表理事が招集する。
- 4 常任理事会は、法令の範囲内で理事会の委任した事項につき決定する。
- 5 常任理事会に委任した事項については、常任理事会の決定をもって理事会の議決に代えるものとする。
- 6 常任理事会は、あらかじめ理事会の委任があるときはその決定すべき事項の一部を、代表理事または常務理事の判断に委ねることができる。
- 7 常任理事会の意思決定は、出席者の過半数の同意をもってこれをなす。

第5章 理事及び監事

(員数)

第33条 当法人には、次の役員を置く。

会長	1名
代表理事	1名
副代表理事	3名以内
常務理事	1名
理事	6名以上
監事	2名

- 2 前項の会長、代表理事及び常務理事をもって法人法上の代表理事とし、副代表理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(資格)

第34条 当法人の理事及び監事は、当法人の正社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(役員を選任)

第35条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

- 2 会長、代表理事、副代表理事、及び常務理事は、理事会において理事の中から選定する。
- 3 理事と監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第36条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 第33条2項に規定する会長、代表理事及び常務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行する。
- (2) 副代表理事は代表理事を補佐し、当法人の業務を執行する。
- (3) 会長、代表理事、常務理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- (4) 理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、当法人の業務執行の意思決定に参画し、代表理事等の業務の執行を監督する。
- (5) 監事は、理事の職務の執行を監査する。

(任期)

第37条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の在任期間のうち最も短い在任期間と同一とする。
- 3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事及び監事の報酬)

第38条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 顧問

(顧問)

第39条 当法人は、顧問2名以内をおくことができる。

- 2 顧問は、当法人に功労あつた者又は学識経験者の中から理事会の議を経て代表理事が委嘱する。
- 3 顧問は、代表理事の諮問に応ずるほか、社員総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

第7章 委員会

(委員会)

第40条 代表理事は、事業達成のために必要な委員会を理事会の決議を経て設置することができる。

- 2 委員会は、代表理事から委託された事項を処理する。

第8章 計算

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(財産の管理)

第42条 当法人の財産は、代表理事が管理し、その管理方法は、社員総会及び理事会の決するところによる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を

作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 事務局

(事務局の設置等)

第46条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局職員は、代表理事が任免する。但し、事務局長の任免は理事会の承認を得るものとする。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が定める。

(帳簿及び書類の備え置き)

第47条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えおかななければならない。

- ① 定款
- ② 社員名簿及び社員の異動に関する書類
- ③ 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- ④ 許可、認可等及び登記に関する書類
- ⑤ 法令及び定款に定める期間等の議事に関する書類
- ⑥ 会計帳簿及び事業に関する重要な書類
- ⑦ 計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書並びにこれらの附属明細書
- ⑧ その他必要な帳簿及び書類

第10章 附則

1. この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に基づき、行政庁より公益認定を受けた日から施行する。
2. 設立時(平成17年4月1日)の正社員の氏名は次のとおりとする。
 - 尾前 照雄
 - 飯田 三雄
 - 清原 裕
 - 居石 克夫
 - 恒吉 正澄
 - 岩城 徹
 - 石橋 達朗
 - 山下 喜久
 - 城田 知子
 - 井林 雪郎
 - 平方 秀樹
 - 藤井 弘二
 - 岩瀬 正典
 - 松本 主之
 - 久山町
 - 吉村 勝明
 - 志方 建
 - 大國 篤史
3. 設立時(平成17年4月1日)の役員の氏名は次のとおりとする。
 - 代表理事 尾前 照雄

副代表理事	飯田 三雄 鮎川 正義
常務理事	清原 裕
理 事	田中 健蔵 鎌田 迪貞 梶山 千里 池田 俊彦 水田 祥代 田平 武
監 事	佐伯 源吾 平井 昭光

平成 17 年 3 月 28 日

改定

平成 17 年 6 月 11 日

平成 18 年 6 月 26 日

平成 20 年 6 月 9 日 (効力発生日 平成 20 年 12 月 1 日)

平成 22 年 6 月 11 日 (効力発生日 平成 23 年 4 月 1 日)

平成 25 年 3 月 26 日 (効力発生日 平成 25 年 4 月 1 日)

平成 25 年 6 月 28 日

平成 26 年 6 月 3 日

平成 27 年 6 月 3 日